

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 22 年 10 月

高 知 県 人 事 委 員 会



22 高人委第 15 号
平成 22 年 10 月 14 日

高知県議会議長 溝 渕 健 夫 様

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直 様

高知県人事委員会委員長 山 本 俊 二 郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、
給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告等を実現するため、速やかに必要な措置をとられるよう要望します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

I 職員の給与

本委員会は、職員の給与実態を把握するため、本年4月1日に在職する職員について「平成22年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は13,434人であって、その平均年齢は44歳10月、平均経験年数は23年0月、男女別構成は男性55.9%、女性44.1%、学歴別構成は大学卒68.6%、短大卒10.5%、高校卒20.8%、中学卒0.1%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、教育職、医療職等12種類の給料表が適用されており、本年4月における平均給与月額は、396,169円（給料375,686円、扶養手当9,682円、地域手当352円、その他10,449円）である。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員4,107人（平均年齢44歳4月）の平均給与月額は、365,388円（給料345,551円、扶養手当10,104円、地域手当692円、その他9,041円）となっている。

なお、職員の給与は、知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により減額されており、この減額措置後の平均給与月額は、全職員で395,646円、行政職給料表の適用を受ける職員で364,835円となっている。

（参考資料Ⅳ 職員給与関係資料 参照）

II 民間給与の調査

1 概 要

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された 105 事業所を対象に「平成 22 年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の者について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を実地に調査した。また、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各事業所における給与改定や雇用調整の実施状況等についても調査を行った。併せて、技能・労務及び医療関係等 56 職種の者についても同様に給与月額等の調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て 94.3%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 I 民間給与関係資料 参照)

2 調査結果

(1) 本年の給与改定の状況

別表第 1 に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 23.9%となっている。一方、ベースアップを中止した事業所の割合は 11.1%、ベースダウンを実施した事業所は 6.0%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は 59.0%となっている。

また、別表第 2 に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 78.0%となっている。

(2) 雇用調整の実施状況

別表第 3 に示すとおり、平成 22 年 1 月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は 33.9%となっている。

措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制 (22.0%)、残業の規制 (13.1%) となっている。

III 職員の給与と民間給与との比較

職員の給与と民間給与との比較は、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業の従業員の同種・同等の者同士の給与を比較することを基本としており、公務において行政職給料表の適用を受ける者と民間におけるこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較を行う、いわゆるラスパイレス方式を採っている。

また、県内民間企業の従業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、平成 18 年から人事院に準じて比較対象企業規模をそれまでの 100 人以上から 50 人以上としている。

1 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、役職段階、年齢、学歴が対応すると認められる者同士の諸手当を含む 4 月分の給与額を対比させ精密に比較したところ、別表第 4 に示すとおり、職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 607 円 (0.17%) 上回っていることが明らかとなった。

なお、特例条例による減額措置後の職員の給与と比較すると、職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 54 円 (0.01%) 上回ることとなる。

また、月例給に含まれる諸手当のうち、民間における家族手当及び住宅手当の支給状況を調査した結果は、参考資料に示すとおりである。

(参考資料 I 民間給与関係資料 参照)

2 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所における事務・技術等従業員に支払われた特別給 (ボーナス) は、別表第 5 に示すとおり、所定内給与月額 の 3.91 月分に相当しており、職員の特別給 (期末手当・勤勉手当) の年間の平均支給月数 (4.10 月分) が民間事業所の特別給を 0.19 月分上回っている。

IV 物価及び生計費

1 消費者物価指数

本年 4 月の消費者物価指数 (総務省統計局) は、昨年 4 月に比べ全国で 1.2%、高知市で 1.5% の下落となっている。

(参考資料 III 労働経済関係資料 参照)

2 標準生計費

家計調査 (総務省統計局) を基礎に算定した本年 4 月における高知市の標準生計費は、2 人世帯で 199,450 円 (対前年同月比 28.5% の増加)、3 人世帯で 218,210 円 (同 15.4% の増加)、4 人世帯で 236,990 円 (同 6.3% の増加) となっている。

(参考資料 II 生計費関係資料 参照)

V 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が昨年12月に発表した平成21年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の結果によると、国の行政職俸給表（一）適用者の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用者の特例条例による減額措置後の給料を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較した指数は、国を100とした場合、本県は97.3となっている。なお、全都道府県での平均指数は98.7となっている。

VI 人事院の勧告等の要旨

人事院は、本年8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与及び公務員人事管理について報告するとともに、公務の給与が、月例給、特別給のいずれも民間を上回っていることから、月例給について757円(0.19%)、特別給について0.2月分を引き下げるよう勧告を行った。

このうち月例給については、50歳台後半層の官民の給与差が拡大傾向にあることを踏まえ、55歳を超える一定の職員について俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額するとともに40歳台以上を念頭において俸給表を引き下げるよう勧告を行った。

また、65歳定年制の実現に向けた制度見直しについて、その骨格を示すとともに、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことを表明した。

勧告等の要旨は次のとおりである。

I 給与に関する報告及び勧告の要旨

1 給与勧告の基本的考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

2 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

約11,100民間事業所の約45万人の個人別給与を実地調査(完了率89.7%)

①□ 月例給

公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 民間給与との較差 △757円 △0.19%

行政職俸給表(一) 現行給与 395,666円 平均年齢 41.9歳

俸給	△637円	俸給の特別調整額	△51円
はね返し分等(注)	△69円		

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

② ボーナス

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○ 民間の支給割合 3.97月（公務の支給月数 4.15月）

(2) 給与改定の内容と考え方

① 月例給

民間給与との較差（マイナス）を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

ア 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（ $\Delta 1.5\%$ ）

※ 医療職（一）（人材確保のため）、指定職（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない

イ さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

（ア）行政職俸給表（一）

アによる解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ（平均改定率 $\Delta 0.1\%$ ）。その際、中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ

（イ）指定職俸給表

行政職俸給表（一）の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ（ $\Delta 0.2\%$ ）

（ウ）その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表（一）等は除外）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

ウ 委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

（35,200円→35,100円）

② 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分
 (一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月)
	勤勉手当	0.7月 (支給済み)	0.65月 (現行0.7月)
23年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.675月	0.675月

[実施時期等]

公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日)

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率(△0.28%) (注)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整(引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象)

(注) 引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表(一)適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

③ 超過勤務手当

民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

3 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層(43歳未満の職員)にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

4 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

(1) 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳台前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが必要。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

(2) 定年延長に向けた制度見直しの骨格

① 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

② 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳台前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

③ その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

II 公務員人事管理に関する報告の要旨

1 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

(1) 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み(内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する)と特徴(市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違)を十分踏まえて行う必要

(2) 自律的労使関係制度の在り方～基本権制約の程度等に応じたパターン

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置(仲裁制度)が必要

パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用

(3) 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

- ・国会の関与(法律・予算)と当事者能力の確保
- ・付与する職員の範囲
- ・労使交渉事項と協約事項の範囲
- ・給与水準の決定原則や考慮要素
- ・交渉当局の体制整備
- ・職員団体の代表性の確保

(4) 検討の進め方

基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便益・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

2 基本法に定める課題についての取組

(1) 採用試験の基本的な見直し

- ・優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題
- ・意見公募手続(本年6月)を経て、新たな試験制度の全体像を提示

－ 現行のⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種試験を廃止し、試験体系を再編

*総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験	*専門職試験
*一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等	*経験者採用試験

- ・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備

(2) 時代の要請に応じた公務員の育成

- ・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実
- ・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研究員制度において博士号を取得させるための方策を検討

(3) 官民人事交流等の推進

- ・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定
- ・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討

(4) 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

3 その他の課題についての取組

(1) 非常勤職員制度の改善

① 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施

② 非常勤職員の育児休業等

育児休業等を行うことができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置

(2) 超過勤務の縮減

府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要

(3) 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

- ・ 心の健康の問題による長期病休者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
- ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

Ⅲ 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の要旨

常時勤務することを要しない職員（非常勤職員）について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業法を改正

1 非常勤職員の育児休業

- (1) 非常勤職員について、子が1歳に達する日（配偶者がその日以前に育児休業をしている場合には、1歳2か月に達する日）まで、育児休業をすることができるようにすること

（参考）育児休業をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き任用されることが見込まれない職員
- ③ 子が1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は再び採用されないことが明らかな職員
- ④ 1週間の勤務日数が2日以下である職員等を予定。

- (2) 非常勤職員について、継続的な勤務のために特に必要な場合には、子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができるようにすること

（参考）継続的な勤務のために特に必要な場合としては、

- ① 保育所入所を希望しているが、入所できない場合
- ② 配偶者が死亡した場合
- ③ 配偶者が負傷、疾病等により子を養育することが困難な状態になった場合等を予定。

2 非常勤職員の育児時間

非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超

えない範囲内で勤務しないことができること

(参考) 育児時間をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
 - ② 1週間の勤務日数が2日以下である職員
- 等を予定。

3 実施時期

平成23年4月1日から実施

(参考) このほか、要介護者を介護するため、1回の要介護状態につき連続する93日の期間内で休暇を取得することができる介護のための休暇の制度の導入についても措置する予定（人事院規則事項）。

Ⅶ 本委員会の意見

職員の給与等の決定に関連のある基礎的な諸条件は、以上述べたとおりであり、これらの諸条件を踏まえ、本委員会は、職員の給与等について次のとおり考える。

1 給与に関する事項

(1) 本委員会が調査を行った民間事業所においては、昨年に比べ採用の停止・抑制をしている事業所が増加し、ベースアップを実施した事業所がやや減少している一方で、定期に行われる昇給を実施した事業所の増加や、一時帰休・休業などの雇用調整を実施している事業所が減少するなどの状況もあり、本県の経済情勢は引き続き厳しい状況にあるとはいえ、改善の傾向もうかがわれた。

月例給については、地方公務員法の給与決定の原則に基づく適正な給与水準を示すという勧告制度の趣旨から、特例条例による減額措置前の職員の給与と民間給与を比較したところ、職員の給与が民間給与を1人当たり平均607円(0.17%)上回っていることが認められた。

また、特別給については、職員の年間支給月数(4.10月分)が民間の年間支給割合(3.91月分)を、0.19月分上回っていることが認められた。

なお、国家公務員の給与については、月例給及び特別給の年間支給月数のいずれもが、民間の月例給及び特別給の年間支給割合を上回っていたことから、人事院は、月例給について55歳を超える一定の職員の俸給等の一定率の減額及び40歳台以上を念頭においた俸給月額引下げを行うとともに、特別給について0.2月分の引下げの勧告を行った。

(2) 本委員会は、職員の給与制度については、従来、基本的には本県を含めた全国の民間給与、生計費等を考慮して定められる国家公務員の給与制度に準拠することにより、民間給与や国及び他の都道府県の職員の給与との均衡が図られるとの考え方に立ってきたが、国家公務員の給与制度は、平成18年度から実施されている給与構造改革により大きく変容してきている。

国家公務員については、この給与構造改革により、地域の民間給与をより適切に反映させることを目的とした見直し等を進めるため、俸給表の水準を平均4.8%引き下げたが、その一方で、地域手当や広域異動手当等の新設が行われたため、全体として見れば、給与水準に大きな変化が生じていない。

一方、本県においては、国に準じて給料表の水準を引き下げたが、県内に地域手当の支給地域がないこと、広域異動手当については地方公共団体には適用が認められていないことなどから、国家公務員との間に給与制度上の違いが生

じている。

こうしたこともあり、国家公務員と職員とでは、民間給与との比較結果が必ずしも一致しないという状況が生じており、平成 20 年には、国が俸給表の改定をしなかったのに対し、本県では、民間との較差に見合う額を給料月額に均等に加算する方法で給料表の改定を行ったところである。

なお、特別給については、地域の民間事業所の支給割合との均衡を考慮した結果、平成 19 年度から職員の年間支給月数が、国家公務員の年間支給月数を下回っている。

- (3) 本県の職員の給与については、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて措置すべきと考える。

このことから、本年においては、次のように措置することが必要である。

ア 給料表

民間給与との較差を踏まえて次の方法により給料表を引下げ改定することが必要である。

行政職給料表については、民間の給与水準を下回っている 30 歳台までは据え置くこととし、40 歳台の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引下げを行うとする国家公務員の改定に準ずることとし、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、級号給ごとの給料月額について国家公務員の俸給月額と同額で引下げを行うとともに、全職員の給料月額から均等に 200 円を減額すること。

なお、この措置によって、本県では、国において据え置くとした 30 歳台までの職員についても給料月額の引下げを行うことになるとともに、平成 20 年に県内の民間給与との較差を踏まえて、国家公務員の俸給表の俸給月額に全員一律に加算した 500 円が 300 円に減少することになる。

行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額の引下げ改定を行うこととするが、医療職給料表(1)及び任期付研究員のうち第 2 号任期付研究員に適用される給料表については、医師の処遇を確保する観点等から引下げ改定は行わないとする国に準じた措置が適切である。

なお、国家公務員に対して行われる 55 歳を超える一定の職員の俸給等の一

定率の減額措置については、国は、この年齢層において官民の給与差が拡大傾向にあることなどに着目して実施するものであるが、一方で引き続き、定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について、必要な見直しを検討することも表明している。

そうした中で、今後の給与制度の在り方を検討するためには、国家公務員の定年延長に向けた給与制度の見直しの骨格が明らかになった時点で、本県職員の年齢構成を始め、任用や給与の実態に照らして職員全体のあるべき姿を考えていく必要があること、また、本年は結果として先に述べた給料表の改定により地域の民間給与との均衡を図ることができること、更に、本県における民間給与の年代別状況と職員の動向を比較するには、本年実施した職種別民間給与実態調査に加え、より詳細な調査を行う必要があると認められることなどを総合的に考慮して、本年直ちに国と同様の措置を講ずることとはしないが、なお今後の国や他の都道府県の動向を十分注視していく必要がある。

イ 経過措置額

給料表について引下げ改定が行われることを踏まえ、平成18年の給与構造改革による給料表の水準引下げ等に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、国に準じて引き下げること。具体的には、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率及び本年の行政職給料表の最大の号給別改定率（△0.22%）を考慮して定めた率を経過措置額の算定基礎となる額に乗じて得た額とすること。

なお、経過措置額の引下げは、昨年は、後述する月例給における民間給与との較差を解消するために行う調整措置に適用する調整率により実施したところであるが、この率で実施した場合は、較差解消のため、全職員の給料月額から均等に減額する額をさらに拡大する必要がある。この場合、今回、国においては引下げを実施していない若年層の給料月額の更なる引下げとなるため、本年の経過措置額の引下げは、国に準じて行政職給料表の最大の号給別改定率により実施することとする。

また、給料表の引下げ改定が行われない医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員については、国に準じて引下げを行わないこと。

ウ 時間外勤務手当

時間外勤務が1箇月に60時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給割合の引上げに係る日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、県内において、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げた事業所のう

ち、法定休日の労働時間を月 60 時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員の割合は全国平均を下回っているとはいえ半数近くあること、また、労働基準法が特に長い時間外労働を強力に抑制することを目的とした取組を進めていること、国家公務員も同様の措置を実施することなどを踏まえ、国に準じて改定すること。

エ 期末手当・勤勉手当

本県における民間の特別給の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、職員の年間の支給月数を 0.2 月分引き下げ、3.9 月分とすること。

本年度については、引下げ月数（0.2 月分）を 12 月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこと。

来年度以降の取扱いについては、国家公務員の改定を参考に、6 月期及び 12 月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めること。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様とすること。

(4) 改定の実施時期

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定を含むことから、当該改定を実施するための関係条例の規定は、職員の給与と民間給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとしたうえで、遡及することなく、関係条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施することとする。ただし、時間外勤務手当の改定については、平成 23 年 4 月 1 日から実施することとする。

(5) 民間給与との較差相当分の解消に係る調整

職員の給与と民間給与は 4 月時点の給与で比較したうえで均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4 月から給与改定の実施の前日までの期間に係る民間給与との較差相当分を解消させる観点から、所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものである。また、当該調整については、施行後速やかに行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることを考慮すれば、特別給としての期末手当で行うことが適当と考えられる。

具体的には、行政職給料表の適用を受ける職員の場合、民間給与との較差相当分を同表の適用を受ける職員全体の本年 4 月における民間給与との比較の基

礎となる給与の合計額で除して得た率（△0.17%）を調整率として、本年12月期の期末手当において、国家公務員と同様の調整を講ずることが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員についても、引下げ改定が行われない医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除き、行政職給料表の適用職員と同様の調整を行うこととする。

- （6） 昨年の報告で検討事項としていた自転車使用者に係る通勤手当については、本年実施した職種別民間給与実態調査の附帯調査によると、別表第6に示すとおり、交通用具使用者に通勤手当を支給している事業所は95.3%で、そのうち自転車使用者にも通勤手当を支給する事業所は82.3%、さらにそのうち自動車と同額にしている事業所が80.8%となっている。また、自転車使用に係る支給額は、民間は3,680円、職員は3,959円でその差は279円であり、ほぼ均衡している。

交通用具使用者の通勤手当制度は、国においても本県と同様に、その支給額に自転車と自動車で差がなく、また、距離段階別の区分を設けている。全国の都道府県の状況を見ても、自転車使用に関して多くの団体が距離段階別に支給額を定めており、国や本県と同様に自動車との支給額に差を設けていない団体も相当数にのぼる。距離に関わりなく一律の定額制をとっている団体はわずか5団体である。

また、人事院は、平成16年から通勤手当に実費弁償的な性格を強め、翌年、官民の給与較差算出における比較給与の対象外としたものの、交通用具使用者に係る手当は、それまでの全国の民間実態を反映してきた支給額をそのまま維持してきており、その支給額は所得税法上、通常必要な経費として位置付ける非課税限度額の目安にもなっている。さらに、人事院自体、民間の実態との均衡ということ以上に、自転車等交通用具使用に係る費用の内訳を具体的に示したものはない。

こうした状況を総合的に勘案し、給与に関する地方公務員法の基本原則である均衡の原則に照らしてみると、本県の職員の通勤事情を考慮すれば、その支給額も含め、国や他団体との均衡はほぼ果たされており、さらには、今回の調査による県内の民間実態とも一定均衡していると認められる。そうしたことから、本県の現行の通勤手当に係る制度及び支給額は、現時点では直ちに特段の見直しを行うには至らないと考える。

なお、本委員会としては、今後とも、引き続き、国や他団体の状況はもとより、県内民間事業所の支給実態の把握に努めていくこととする。

- (7) 国において段階的に見直しが進められている教員に特有の手当等については、他の都道府県の動向や本県の実情を踏まえて適切に対応することが必要である。
- (8) 勤務実績の昇給への反映については、その前提となる人事評価における評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などが重要であり、そういったことの実現に向けて制度や運用の更なる充実を図るよう、引き続き努力していく必要がある。

公務員が、「全体の奉仕者」であり「勤労者」でもあるというその地位の特殊性や職務の公共性を考慮すれば、その給与については、職員の士気を確保しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上につながるものとしていくことも必要である。

こうした観点から、職員の適正な給与水準の在り方や給与制度の仕組みについては、なお、十分な検討を行うとともに、今後とも給与制度の趣旨に即した運用を図ることが必要である。

2 公務運営に関する事項

- (1) 本県では、任命権者において新たな人事評価制度が整備され、任用・給与などの人事管理や職員の能力育成などに活用されているが、本県の人事評価制度をより実効性のあるものとしていくために、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを更に高めていくことが必要である。

そのためには、人事評価制度の趣旨や実施方法などが評価者、被評価者を問わず職員全体によく理解されていることが重要であり、研修や評価に関わる面談の機会などを通して制度理解を深めることにより、実効性を高めることが必要である。

- (2) 総実勤務時間の短縮は、職員の健康の保持及び公務能率の向上に資するとともに、職業生活と家庭生活の両立を図る観点からも重要であり、本年1月から所定勤務時間が短縮されたところであるが、引き続き、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進などに、積極的に取り組む必要がある。

時間外勤務については、これまでも任命権者において様々な縮減に向けた取組がなされているが、引き続き、事務の簡素・合理化、業務配分の見直し、目安時

間による時間管理の徹底等の対策に更なる工夫を加えるなど、縮減に向けて取り組む必要がある。併せて、管理的地位にある職員は、常に職員の時間外勤務の状況や健康状態の把握に努めるとともに、時間外勤務の緊急性及び必要性の確認や事前命令の徹底など適切な勤務時間の管理に、なお一層努めることが必要である。

また、目安時間を超えるなど時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、改善に取り組むことが必要であり、職場全体でこれまで以上に新たな視点や発想をもって継続して取り組むことが重要である。

年次有給休暇については、業務の実態に応じて計画的・連続的な取得が促進されるよう、管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要である。

(3) 職員の心身両面にわたる健康の保持・増進を図ることは重要であり、引き続き職員の健康管理に関する取組を推進する必要がある。また、メンタルヘルス対策については、精神性疾患による長期病休者数が依然として増加傾向にあることに留意し、予防、早期発見・早期対応から円滑な職場復帰や再発の防止に至るまで、今後とも、各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、職員一人ひとりのメンタルヘルスに対する意識を高めることで、よりよい職場づくりを進めることが必要である。

(4) 職業生活と家庭生活の両立を支援することは、職員の福祉の増進及び公務効率の維持・向上に資することはもとより、次世代育成支援などの観点からも重要であることから、引き続き、育児休業等を取得しやすい環境の整備に取り組むとともに、母性保護に関する取組や男性職員の育児参加を促進することが必要である

また、本年3月に策定された次世代育成支援行動計画（後期計画）については、その実現に向けた有効な対策に取り組むことが必要である。

(5) 組織がその役割や機能を十分に果たしていく上においては、職員一人ひとりが能力や個性を發揮しうる、良好な勤務環境が確保されていることが重要である。そのためには、職員が相互に人格を尊重し合うことによつて、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの生じない、風通しが良く、働きやすい環境が確保されるよう、引き続き研修などを通して、職員の意識向上に取り組んでいくことが必要である。

(6) 人事院は、公的年金の支給開始年齢が 65 歳へと段階的に引き上げられることを踏まえ、国家公務員の定年年齢を平成 25 年度から 3 年に 1 歳ずつ引き上げ、平成 37 年度には 65 歳とすることが適当とし、制度見直しの骨格として、高齢期の働き方に関する意向を聴取する仕組みの導入、定年前の短時間勤務制、給与制度の見直し、加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い等を提示するとともに、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことを明らかにした。

本県においても、雇用と年金の接続は重要課題であり、こうした動向を注視するとともに、本県の実情に照らし合わせ、定年延長に伴う様々な課題について検討を進めていく必要がある。

人事委員会が行う給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、地域の民間給与との均衡等を考慮した給与水準の決定は、公務員給与の決定方法として定着し、職員の適正な処遇を確保するための重要な役割を担うとともに、行政運営の安定にも寄与してきている。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

県行政は、県民の信頼の下に成り立つものであることから、各任命権者におかれては、その信頼に応えるために、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の遂行に精励するよう、職員の意識改革を徹底するとともに、個々の職員が自己の持つ適性や能力を存分に発揮しうる職務環境や組織づくりに努めることが必要である。

各職員におかれても、全体の奉仕者としての使命感、倫理観を保持しつつ、より一層効率的な業務の運営と行政サービスの向上に精励し、県民の期待と信頼に応え、その職責を果たされるよう要望する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	23.9	11.1	6.0	59.0
課長級	25.5	8.9	2.7	62.9

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給停止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	81.3	78.0	17.6	8.6	51.8	3.3	18.7
課長級	69.2	64.1	10.7	12.0	41.4	5.1	30.8

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項目	実施事業所割合	
	高知県	全国
採用の停止・抑制	22.0	24.3
転籍出向	2.5	3.8
希望退職者の募集	2.4	2.6
正社員の解雇	1.0	1.8
部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.2	6.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.1	3.1
残業の規制	13.1	14.4
一時帰休・休業	6.3	9.4
ワークシェアリング	1.4	1.1
賃金カット	4.4	8.5
計	33.9	39.0

(注) 1 平成22年1月以降の実施状況である。
 2 項目については、複数回答である。

別表第4 職員の給与と民間給与との比較(月例給)

民間給与(A)	職員の給与(B)		較 差 (A)-(B)
			$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
364,781円	減額措置前	365,388円	△607円 (△0.17%)
	減額措置後	364,835円	△54円 (△0.01%)

(注) 職員の給与については、給与の減額措置(管理職手当:10~15%)が行われていることから、減額措置前と減額措置後の額について調査し、民間給与と比較した。

別表第5 民間における特別給の支給状況

区 分		高 知 県	全 国	
			事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
項 目		円	円	円
	平均所定内給与月額	下半期 [A1]	314,511	378,904
上半期 [A2]		321,134	382,028	278,017
特別給の支給額	下半期 [B1]	642,206	751,248	470,516
	上半期 [B2]	600,219	763,119	468,071
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	2.04	1.98	1.70
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	1.87	2.00	1.68
年 間 の 平 均		3.91月分	3.97月分	

- (注) 1 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 「全国」の年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めた年間の平均である。
 3 本県の特別給は、事務・技術等従業員の支給状況である。
 備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.10月である。

別表第6 民間における通勤手当の支給状況

その1

(平成22年職種別民間給与実態調査附帯調査)

交通用具使用者に対する 支給の有無	事業所割合
支給	95.3%
非支給	4.7%

その2

自転車使用者に対する 支給の有無	事業所割合
支給	82.3%
非支給	17.7%

(注) 交通用具使用者に通勤手当を支給する事業所に占める割合である。

その3

自転車使用者に対する 支給の状況	事業所割合
自動車と同額を支給	80.8%
自動車と異なる額を支給	8.1%
その他	11.1%

(注) 自転車使用者に通勤手当を支給する事業所に占める割合である。

その4

自転車使用者に通勤手当を支給している場合における支給月額			
距離区分 (片道)	5km	10km	20km
距離段階別の 支給月額	3,837円	6,476円	10,320円

その5

職員と民間の支給額の比較		
民間の支給額 (A)	職員の支給額 (B)	比較 (A) - (B)
3,680円	3,959円	△279円

(注) 民間の支給額は、民間事業所の支給実態に職員の距離段階別の人数を当てはめて算出した額である。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

1 改定の内容

(1) 現行の給料表（医療職給料表(1)及び第 2 号任期付研究員に適用される給料表を除く。）を、別記のとおり改定すること。

(2) 平成 22 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる月数分とすること。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員

期末手当 1.35 月分（特定幹部職員にあつては、1.15 月分）

勤勉手当 0.625 月分（特定幹部職員にあつては、0.825 月分）

イ 再任用職員

期末手当 0.75 月分（特定幹部職員にあつては、0.65 月分）

勤勉手当 0.3 月分（特定幹部職員にあつては、0.4 月分）

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員

期末手当 1.5 月分

(3) 平成 23 年 6 月以降に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる月数分とすること。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員

(ア) 6月の支給割合

期末手当 1.225月分（特定幹部職員にあつては、1.025月分）

勤勉手当 0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）

(イ) 12月の支給割合

期末手当 1.375月分（特定幹部職員にあつては、1.175月分）

勤勉手当 0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）

イ 再任用職員

(ア) 6月の支給割合

期末手当 0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.55月分）

勤勉手当 0.325月分（特定幹部職員にあつては、0.425月分）

(イ) 12月の支給割合

期末手当 0.75月分（特定幹部職員にあつては、0.65月分）

勤勉手当 0.325月分（特定幹部職員にあつては、0.425月分）

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員

(ア) 6月の支給割合

期末手当 1.4月分

(イ) 12月の支給割合

期末手当 1.55月分

- (4) 平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

ア 平成21年12月1日において現行の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）附則第12項、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項及び警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条

例第 98 号) 附則第 15 項に規定する減額改定対象職員 (イにおいて「平成 21 年度減額改定対象職員」という。) 100 分の 99.61

イ 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び第 2 号任期付研究員を除く。) 100 分の 99.78

2 改定の実施時期等

(1) この改定は、この勧告を実施するための関係条例の公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日) から実施すること。ただし、1 の (3) については、平成 23 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の 1 の (2) による改定後の額 (以下「基準額」という。) から、(ア) 及び (イ) に掲げる額の合計額 (以下「調整額」という。) に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成 22 年 4 月 1 日 (同月 2 日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日 (これらの日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)) において職員が受けるべき給料 (給料の調整額及び教職調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む。)、へき地手当 (これに準ずる手当を含む。)、単身赴任手当の基礎額の月額に 100 分の 0.17 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(イ) 平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.17 を乗じて得た額

イ アの額の算定に関し、任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員については、所要の措置を講ずること。

(3) この改定に伴い、その他所要の措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900	366,500	413,300	467,000
	2	137,000	187,900	225,100	264,300	291,800	323,200	369,100	415,800	470,100
	3	138,200	189,700	227,000	266,300	294,100	325,500	371,700	418,300	473,200
	4	139,300	191,500	228,800	268,400	296,400	327,800	374,300	420,800	476,300
	5	140,400	193,100	230,500	270,500	298,500	330,100	376,600	423,100	479,300
	6	141,500	194,900	232,400	272,600	300,800	332,200	379,100	425,500	482,400
	7	142,600	196,700	234,300	274,700	303,100	334,400	381,600	427,900	485,500
	8	143,700	198,500	236,100	276,800	305,400	336,600	384,100	430,300	488,600
	9	144,800	200,300	237,800	278,900	307,600	338,900	386,700	432,600	491,600
	10	146,200	202,100	239,700	281,000	309,900	341,100	389,400	434,900	494,700
	11	147,500	203,900	241,500	283,100	312,200	343,300	392,100	437,200	497,800
	12	148,800	205,700	243,400	285,200	314,500	345,500	394,800	439,400	500,900
	13	150,100	207,300	245,200	287,300	316,700	347,500	397,400	441,600	503,900
	14	151,600	209,200	247,100	289,400	318,900	349,600	399,700	443,600	506,300
	15	153,100	211,100	248,900	291,500	321,100	351,700	402,000	445,600	508,700
	16	154,700	213,000	250,700	293,600	323,300	353,800	404,400	447,600	511,100
	17	156,000	214,900	252,500	295,700	325,500	355,800	406,700	449,600	513,600
	18	157,500	216,800	254,500	297,800	327,600	357,800	408,800	451,400	515,100
	19	159,000	218,700	256,500	299,900	329,700	359,800	410,900	453,200	516,600
	20	160,500	220,600	258,500	302,000	331,700	361,700	413,000	455,000	518,100
	21	161,900	222,300	260,400	304,100	333,800	363,800	415,100	456,800	519,300
	22	164,600	224,200	262,300	306,200	335,900	365,700	417,100	458,300	520,800
	23	167,200	226,100	264,200	308,300	338,000	367,700	419,100	459,800	522,300
	24	169,800	228,000	266,000	310,400	340,100	369,700	421,100	461,300	523,800
	25	172,500	229,600	268,000	312,400	341,800	371,800	423,200	462,800	525,100
	26	174,200	231,400	269,900	314,500	343,800	373,800	424,800	464,200	526,300
	27	175,900	233,100	271,800	316,600	345,800	375,800	426,400	465,600	527,500
	28	177,600	234,900	273,700	318,700	347,800	377,800	428,000	466,900	528,700
	29	179,100	236,400	275,600	320,700	349,700	379,800	429,700	468,100	529,900
	30	180,900	237,900	277,500	322,800	351,600	381,700	431,000	468,900	530,800
	31	182,700	239,400	279,400	324,900	353,500	383,600	432,300	469,700	531,700
	32	184,500	240,900	281,300	327,000	355,400	385,400	433,600	470,500	532,600
	33	186,100	242,400	283,000	328,700	357,300	387,200	434,900	471,300	533,400
	34	187,600	243,900	284,900	330,700	359,100	388,900	436,200	472,100	534,300
	35	189,100	245,400	286,800	332,800	360,900	390,600	437,500	472,900	535,200
	36	190,600	247,000	288,700	334,900	362,600	392,300	438,700	473,700	536,100
	37	191,900	248,300	290,400	336,800	364,500	394,000	440,000	474,500	537,000
	38	193,200	249,900	292,200	338,800	365,900	395,200	440,900	475,300	537,900
	39	194,500	251,500	294,000	340,800	367,400	396,400	441,800	476,100	538,800
40	195,800	253,100	295,800	342,800	368,900	397,600	442,700	476,900	539,700	

41	197,200	254,500	297,700	344,700	370,400	398,700	443,500	477,700	540,600
42	198,500	255,900	299,400	346,600	371,600	399,900	444,300	478,400	
43	199,800	257,300	301,100	348,500	372,800	401,100	445,100	479,200	
44	201,100	258,700	302,800	350,400	374,000	402,300	445,900	480,000	
45	202,300	260,000	304,500	352,300	375,000	403,300	446,700	480,800	
46	203,600	261,400	306,200	353,900	375,900	404,000	447,500		
47	204,900	262,800	307,900	355,500	376,800	404,700	448,300		
48	206,200	264,200	309,600	357,100	377,700	405,400	449,100		
49	207,400	265,500	310,900	358,800	378,700	406,200	449,700		
50	208,500	266,700	312,500	360,000	379,500	406,900	450,500		
51	209,600	268,000	314,100	361,200	380,300	407,600	451,300		
52	210,700	269,300	315,700	362,300	381,100	408,300	452,100		
53	211,900	270,400	317,400	363,300	382,000	409,100	452,700		
54	212,900	271,700	319,000	364,400	382,700	409,800	453,500		
55	213,900	273,000	320,600	365,400	383,400	410,500	454,300		
56	214,900	274,300	322,200	366,500	384,100	411,200	455,100		
57	215,700	275,500	323,700	367,400	384,800	411,900	455,700		
58	216,700	276,600	324,900	368,100	385,400	412,600	456,500		
59	217,600	277,700	326,100	368,800	386,100	413,300	457,300		
60	218,600	278,800	327,300	369,500	386,800	414,000	458,100		
61	219,500	280,000	328,400	370,100	387,300	414,600	458,700		
62	220,500	281,000	329,400	370,800	388,000	415,300			
63	221,500	282,000	330,300	371,500	388,700	416,000			
64	222,500	283,000	331,300	372,200	389,400	416,700			
65	223,300	283,800	332,200	372,700	389,900	417,200			
66	224,300	284,700	333,000	373,400	390,600	417,800			
67	225,300	285,600	333,800	374,100	391,300	418,500			
68	226,400	286,500	334,600	374,800	392,000	419,200			
69	227,200	287,500	335,500	375,300	392,500	419,700			
70	228,000	288,300	336,200	376,000	393,200	420,400			
71	228,800	289,100	336,900	376,700	393,900	421,100			
72	229,600	289,900	337,600	377,400	394,600	421,800			
73	230,400	290,700	338,100	377,900	395,100	422,300			
74	231,100	291,200	338,700	378,600	395,800	423,000			
75	231,800	291,700	339,300	379,300	396,500	423,700			
76	232,500	292,200	339,900	380,000	397,200	424,400			
77	233,300	292,600	340,300	380,500	397,600	424,900			
78	234,100	293,000	340,800	381,100	398,300				
79	234,900	293,400	341,300	381,700	399,000				
80	235,700	293,800	341,800	382,300	399,700				
81	236,400	294,100	342,300	383,000	400,200				
82	237,100	294,500	342,800	383,600	400,900				
83	237,800	294,900	343,300	384,200	401,600				
84	238,500	295,300	343,800	384,800	402,300				
85	239,300	295,600	344,300	385,400	402,800				
86	240,000	296,000	344,800	386,000					
87	240,700	296,400	345,300	386,600					
88	241,400	296,800	345,800	387,200					

	89	242,200	297,100	346,200	387,900					
	90	242,700	297,500	346,700	388,500					
	91	243,200	297,900	347,200	389,100					
	92	243,700	298,300	347,700	389,700					
	93	244,000	298,500	348,000	390,400					
	94		298,900	348,500						
	95		299,300	349,000						
	96		299,700	349,500						
	97		299,900	349,800						
	98		300,300	350,300						
	99		300,700	350,800						
	100		301,100	351,300						
	101		301,300	351,600						
	102		301,700	352,000						
	103		302,100	352,400						
	104		302,500	352,800						
	105		302,700	353,300						
	106		303,100	353,700						
	107		303,500	354,100						
	108		303,900	354,500						
	109		304,100	355,000						
	110		304,500	355,400						
	111		304,900	355,800						
	112		305,300	356,200						
	113		305,500	356,700						
	114		305,900							
	115		306,300							
	116		306,700							
	117		306,900							
	118		307,200							
	119		307,500							
	120		307,800							
	121		308,200							
	122		308,500							
	123		308,800							
	124		309,100							
	125		309,500							
再任用職員		186,600	214,300	258,700	279,000	294,600	320,600	363,300	397,600	449,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	204,900	265,700	316,500	408,300	545,400
	2	207,100	268,800	319,900	410,800	548,600
	3	209,300	271,900	323,400	413,300	551,800
	4	211,500	275,000	326,900	415,800	555,000
	5	213,600	278,100	330,500	418,400	558,100
	6	215,800	280,900	334,000	420,900	560,600
	7	218,000	283,700	337,500	423,400	563,100
	8	220,200	286,400	341,000	425,900	565,600
	9	222,500	289,200	344,600	428,200	568,100
	10	224,900	292,100	347,900	430,700	570,000
	11	227,300	295,000	351,200	433,200	571,900
	12	229,700	297,900	354,500	435,700	573,800
	13	232,000	300,500	357,800	437,500	575,600
	14	234,400	303,100	360,300	439,800	577,100
	15	236,800	305,600	362,900	442,200	578,600
	16	239,200	308,100	365,500	444,500	580,100
	17	241,400	310,500	368,200	446,900	581,600
	18	244,500	313,300	370,500	449,300	582,600
	19	247,600	316,100	372,800	451,700	583,600
	20	250,700	318,900	375,100	454,100	584,600
	21	253,800	321,500	377,300	456,600	585,700
	22	256,900	324,300	379,400	459,000	
	23	260,000	327,100	381,500	461,400	
	24	263,100	329,900	383,600	463,800	
	25	266,100	332,400	385,600	466,200	
	26	269,100	334,900	387,500	468,600	
	27	272,100	337,400	389,400	471,000	
	28	275,100	339,900	391,300	473,400	
	29	278,100	342,300	393,300	475,800	
	30	280,800	344,500	395,100	478,200	
	31	283,500	346,700	396,900	480,500	
	32	286,200	348,900	398,700	482,900	
	33	288,800	351,200	400,500	485,300	
	34	291,700	353,500	402,300	487,600	
	35	294,500	355,800	404,100	489,900	
	36	297,300	358,100	405,900	492,200	
	37	300,100	360,200	407,500	494,500	
	38	302,400	362,300	409,200	496,500	
	39	304,700	364,400	410,900	498,500	
	40	307,000	366,400	412,600	500,500	
	41	309,200	368,400	414,000	502,600	
	42	310,400	370,300	415,600	504,500	
	43	311,600	372,200	417,200	506,400	
44	312,800	374,100	418,800	508,300		

45	313,900	376,100	420,200	510,300
46	315,100	377,900	421,800	512,200
47	316,300	379,700	423,400	514,100
48	317,500	381,500	425,000	516,000
49	318,500	383,400	426,600	518,000
50	319,600	385,200	427,900	519,800
51	320,700	387,000	429,200	521,700
52	321,800	388,800	430,500	523,600
53	323,000	390,200	431,700	525,600
54	324,100	391,700	432,800	527,300
55	325,200	393,200	433,900	529,000
56	326,300	394,800	435,000	530,700
57	327,400	396,200	436,200	532,400
58	328,500	397,600	437,300	533,700
59	329,600	399,100	438,400	535,000
60	330,600	400,600	439,400	536,300
61	331,700	402,000	440,500	537,600
62	332,800	403,500	441,600	538,600
63	333,900	405,000	442,700	539,600
64	335,000	406,500	443,800	540,600
65	336,000	407,900	444,800	541,400
66	337,100	409,100	445,800	542,300
67	338,200	410,300	446,800	543,200
68	339,300	411,500	447,800	544,100
69	340,300	412,700	448,900	545,000
70	341,400	413,700	449,900	545,900
71	342,500	414,700	450,900	546,800
72	343,600	415,700	451,900	547,700
73	344,300	416,700	453,000	548,600
74	345,300	417,600	454,000	549,500
75	346,300	418,400	455,000	550,400
76	347,300	419,300	456,000	551,300
77	348,400	420,000	457,000	552,200
78	349,400	420,600	457,700	
79	350,400	421,200	458,400	
80	351,400	421,800	459,100	
81	352,400	422,400	459,900	
82	353,400	423,000	460,600	
83	354,400	423,600	461,300	
84	355,400	424,200	462,000	
85	356,300	424,700	462,500	
86	357,000	425,300	463,200	
87	357,700	425,900	463,900	
88	358,400	426,500	464,600	
89	359,200	427,000	465,100	
90	359,800	427,600		
91	360,400	428,200		
92	361,000	428,800		

	93	361,600	429,200			
	94	362,000	429,700			
	95	362,500	430,200			
	96	363,000	430,700			
	97	363,600	431,300			
	98	364,100	431,800			
	99	364,600	432,300			
	100	365,100	432,800			
	101	365,600	433,400			
	102	366,100	433,900			
	103	366,600	434,400			
	104	367,100	434,900			
	105	367,700	435,500			
	106	368,200				
	107	368,700				
	108	369,200				
	109	369,800				
	110	370,300				
	111	370,800				
	112	371,300				
	113	371,900				
	114	372,400				
	115	372,900				
	116	373,400				
	117	373,900				
	118	374,400				
	119	374,900				
	120	375,400				
	121	375,900				
	122	376,400				
	123	376,900				
	124	377,400				
	125	377,900				
	126	378,400				
	127	378,900				
	128	379,400				
	129	379,900				
再任用職員		286,800	298,900	321,300	407,600	545,400

備考 この表は、県立大学に勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,000	185,400	275,100	332,300	392,600
	2	137,100	187,800	277,900	334,500	395,500
	3	138,300	190,200	280,700	336,700	398,400
	4	139,400	192,600	283,500	338,900	401,200
	5	140,500	195,100	286,100	340,900	403,600
	6	141,800	197,400	288,900	343,000	406,400
	7	143,100	199,700	291,700	345,100	409,200
	8	144,400	202,000	294,500	347,200	411,900
	9	145,500	204,100	297,100	349,300	414,600
	10	147,200	206,400	299,900	351,400	417,400
	11	148,800	208,700	302,700	353,500	420,200
	12	150,400	211,000	305,500	355,600	423,000
	13	151,900	213,200	308,100	357,700	425,900
	14	153,800	215,600	310,900	359,600	428,700
	15	155,700	218,000	313,700	361,600	431,500
	16	157,700	220,400	316,500	363,600	434,300
	17	159,500	222,700	319,100	365,500	437,200
	18	161,600	225,600	321,400	367,500	439,900
	19	163,800	228,500	323,700	369,500	442,700
	20	165,900	231,400	326,000	371,500	445,500
	21	168,100	234,100	328,400	373,400	448,400
	22	170,500	236,900	330,500	375,400	451,100
	23	172,800	239,700	332,500	377,400	453,800
	24	175,100	242,500	334,600	379,400	456,500
	25	177,200	245,400	336,800	381,000	459,300
	26	179,300	248,100	338,700	382,900	461,900
	27	181,400	250,800	340,600	384,800	464,500
	28	183,500	253,500	342,500	386,700	467,000
	29	185,500	256,300	344,500	388,600	469,600
	30	187,300	258,700	346,200	390,600	472,200
	31	189,100	261,100	347,900	392,600	474,800
	32	190,900	263,500	349,600	394,600	477,400
	33	192,700	265,500	351,100	396,400	479,700
	34	194,600	268,000	352,600	398,200	482,200
	35	196,500	270,400	354,100	399,800	484,700
	36	198,400	272,800	355,600	401,600	487,200
	37	200,100	275,000	357,000	403,300	489,800
	38	202,000	276,900	358,400	404,900	492,300
	39	203,900	278,800	359,800	406,500	494,800
	40	205,800	280,700	361,200	408,100	497,300
	41	207,800	282,400	362,200	409,700	499,900
	42	209,700	283,700	363,400	411,300	502,200
	43	211,600	285,000	364,700	412,900	504,500
44	213,500	286,300	365,900	414,500	506,800	

45	215,400	287,300	367,200	416,100	508,900
46	217,400	288,600	368,500	417,700	510,500
47	219,400	289,900	369,800	419,300	512,100
48	221,400	291,200	371,100	420,900	513,700
49	223,200	292,600	372,200	422,300	515,400
50	225,200	293,900	373,500	423,800	516,900
51	227,200	295,200	374,800	425,300	518,300
52	229,200	296,500	376,100	426,800	519,800
53	231,000	297,700	377,200	428,300	521,100
54	233,000	299,000	378,300	429,700	522,300
55	235,000	300,300	379,400	431,100	523,500
56	237,000	301,600	380,500	432,500	524,700
57	238,700	302,700	381,400	433,700	525,900
58	240,200	303,900	382,300	435,100	526,900
59	241,600	305,100	383,200	436,500	527,900
60	243,100	306,300	384,100	437,900	528,900
61	244,400	307,400	384,800	439,000	530,000
62	245,800	308,500	385,600	440,000	530,900
63	247,200	309,600	386,500	441,000	531,800
64	248,600	310,700	387,400	442,000	532,700
65	250,100	311,900	388,100	442,900	533,600
66	251,500	313,000	388,900	443,800	534,500
67	252,900	314,100	389,700	444,700	535,400
68	254,300	315,200	390,500	445,600	536,300
69	255,600	316,400	391,300	446,300	537,300
70	257,100	317,500	392,000	447,200	538,200
71	258,600	318,600	392,700	448,100	539,100
72	260,100	319,700	393,400	449,000	540,000
73	261,500	320,600	394,200	449,700	541,000
74	262,900	321,700	394,900		
75	264,300	322,800	395,600		
76	265,700	323,900	396,300		
77	266,800	325,000	397,100		
78	268,100	326,000	397,700		
79	269,400	327,000	398,400		
80	270,700	328,000	399,100		
81	272,100	329,100	399,800		
82	273,400	329,900	400,500		
83	274,700	330,600	401,200		
84	276,000	331,400	401,900		
85	277,200	332,300	402,500		
86	278,500	332,900	403,200		
87	279,800	333,500	403,900		
88	281,100	334,100	404,600		
89	282,200	334,500	405,200		
90	283,400	335,100			
91	284,600	335,700			
92	285,800	336,300			

	93	286,900	336,700			
	94	287,900	337,200			
	95	288,900	337,700			
	96	289,900	338,200			
	97	290,500	338,800			
	98	291,400	339,300			
	99	292,300	339,800			
	100	293,200	340,300			
	101	294,100	340,900			
	102	294,800	341,400			
	103	295,500	341,900			
	104	296,200	342,400			
	105	297,000	343,000			
	106	297,500	343,500			
	107	298,000	344,000			
	108	298,500	344,500			
	109	299,000	345,100			
	110	299,400	345,600			
	111	299,800	346,100			
	112	300,200	346,600			
	113	300,600	347,200			
	114	301,000	347,700			
	115	301,400	348,200			
	116	301,800	348,700			
	117	302,200	349,300			
	118	302,600	349,800			
	119	303,000	350,300			
	120	303,400	350,800			
	121	303,700	351,400			
再任用職員		216,600	262,300	288,300	331,700	391,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,600	178,500	213,900	242,200	280,000	329,000	375,500
	2	142,000	180,100	215,500	243,800	282,200	331,100	378,200
	3	143,400	181,700	217,100	245,400	284,400	333,300	380,900
	4	144,800	183,300	218,700	247,000	286,600	335,500	383,600
	5	146,000	184,800	220,300	248,400	288,800	337,700	386,200
	6	147,800	186,400	222,000	250,000	291,000	339,900	388,900
	7	149,500	188,000	223,700	251,500	293,200	342,100	391,600
	8	151,200	189,600	225,400	253,100	295,400	344,300	394,300
	9	152,900	191,200	227,100	254,600	297,500	346,300	396,900
	10	154,600	192,900	228,900	256,200	299,700	348,500	399,300
	11	156,300	194,600	230,700	257,700	301,900	350,700	401,700
	12	158,100	196,300	232,400	259,200	304,100	352,900	404,200
	13	159,600	197,900	234,200	260,700	306,400	354,700	406,500
	14	161,500	199,500	235,800	262,600	308,500	356,700	408,700
	15	163,500	201,100	237,400	264,500	310,600	358,700	410,900
	16	165,400	202,700	239,000	266,300	312,700	360,700	413,100
	17	167,300	204,300	240,400	268,000	314,900	362,700	415,200
	18	169,200	206,000	242,000	269,900	317,000	364,800	417,300
	19	171,100	207,700	243,500	271,800	319,100	366,800	419,400
	20	173,000	209,400	245,100	273,700	321,200	368,900	421,500
	21	174,900	210,900	246,600	275,500	323,400	370,800	423,400
	22	176,400	212,500	248,200	277,400	325,400	372,900	425,000
	23	177,900	214,100	249,700	279,300	327,400	375,000	426,600
	24	179,400	215,700	251,200	281,200	329,400	377,100	428,200
	25	181,000	217,300	252,700	283,200	331,400	379,000	429,800
	26	182,500	218,900	254,400	285,100	333,400	380,900	431,100
	27	184,000	220,500	256,100	287,000	335,400	382,800	432,400
	28	185,500	222,100	257,800	288,900	337,400	384,700	433,700
	29	187,100	223,700	259,500	290,900	339,200	386,500	435,100
	30	188,400	225,400	261,300	292,800	341,000	388,300	436,400
	31	189,700	227,100	263,100	294,700	342,800	390,100	437,700
	32	191,000	228,800	264,900	296,600	344,600	391,900	438,900
	33	192,400	230,400	266,400	298,400	346,400	393,500	440,300
	34	193,800	232,000	268,200	300,200	348,300	394,800	441,600
	35	195,200	233,500	270,000	302,000	350,200	396,100	442,900
	36	196,600	235,100	271,800	303,800	352,100	397,400	444,200
	37	197,800	236,700	273,500	305,500	353,900	398,500	445,600
	38	199,100	238,300	275,200	307,200	355,600	399,700	446,400
	39	200,400	239,900	276,900	308,900	357,300	400,800	447,200
	40	201,700	241,500	278,600	310,600	359,000	402,000	448,000
	41	202,900	243,000	280,300	312,400	360,600	403,100	448,600
	42	204,100	244,500	282,000	314,100	361,900	403,900	449,400
	43	205,300	246,000	283,700	315,800	363,200	404,700	450,200
44	206,500	247,500	285,400	317,500	364,500	405,500	451,000	

45	207,800	248,900	287,100	318,800	365,700	406,100	451,600
46	208,900	250,500	288,800	320,300	366,900	406,800	452,400
47	210,000	252,100	290,500	321,800	368,100	407,500	453,200
48	211,100	253,700	292,200	323,400	369,300	408,200	454,000
49	212,200	255,300	293,700	324,900	370,500	409,000	454,600
50	213,200	256,700	295,300	326,200	371,500	409,700	455,400
51	214,200	258,100	296,900	327,500	372,500	410,400	456,200
52	215,200	259,500	298,500	328,800	373,500	411,100	457,000
53	216,000	260,800	299,900	329,900	374,300	411,800	457,600
54	217,000	262,200	301,400	330,900	375,200	412,500	
55	217,900	263,600	302,900	332,000	376,100	413,200	
56	218,900	265,000	304,400	333,100	377,000	413,900	
57	219,800	266,100	305,800	333,900	377,800	414,500	
58	220,700	267,400	307,100	334,900	378,600	415,200	
59	221,600	268,700	308,400	335,900	379,400	415,900	
60	222,500	270,000	309,800	336,900	380,200	416,600	
61	223,500	271,100	311,100	337,700	380,800	417,100	
62	224,500	272,400	312,400	338,400	381,500	417,700	
63	225,500	273,700	313,700	339,100	382,200	418,400	
64	226,600	275,000	315,000	339,800	382,900	419,100	
65	227,300	276,200	316,400	340,500	383,500	419,600	
66	228,200	277,300	317,200	341,200	384,200		
67	229,100	278,400	318,000	341,900	384,900		
68	230,000	279,500	318,800	342,600	385,600		
69	230,700	280,600	319,700	343,300	386,100		
70	231,400	281,700	320,500	343,900	386,700		
71	232,100	282,800	321,300	344,500	387,300		
72	232,800	283,900	322,100	345,100	387,900		
73	233,600	284,800	322,900	345,600	388,600		
74	234,400	285,500	323,500	346,200	389,200		
75	235,200	286,200	324,100	346,800	389,800		
76	236,000	287,000	324,700	347,400	390,400		
77	236,600	287,800	325,400	347,900	391,100		
78	237,200	288,400	325,900	348,400	391,700		
79	237,800	289,000	326,400	348,900	392,300		
80	238,400	289,600	326,900	349,400	392,900		
81	238,900	290,300	327,500	349,800	393,600		
82	239,300	290,800	328,000	350,200	394,200		
83	239,700	291,300	328,500	350,600	394,800		
84	240,100	291,800	329,000	351,000	395,400		
85	240,600	292,200	329,600	351,500	396,100		
86		292,500	330,000	351,900			
87		292,800	330,300	352,300			
88		293,100	330,700	352,700			
89		293,500	331,200	353,200			
90		293,800	331,600	353,600			
91		294,100	332,000	354,000			
92		294,400	332,400	354,400			

	93		294,800	332,900	354,900			
	94		295,100	333,200	355,300			
	95		295,400	333,600	355,700			
	96		295,700	334,000	356,100			
	97		296,100	334,200	356,600			
	98		296,400	334,600	357,000			
	99		296,700	335,000	357,400			
	100		297,000	335,400	357,800			
	101		297,400	335,600	358,300			
	102		297,700	336,000	358,700			
	103		298,000	336,400	359,100			
	104		298,300	336,800	359,500			
	105		298,600	337,000	360,000			
	106			337,400				
	107			337,800				
	108			338,200				
	109			338,400				
	110			338,800				
	111			339,200				
	112			339,600				
	113			339,800				
再任用職員		187,600	214,400	246,800	260,400	286,700	328,600	371,700

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,600	180,800	229,600	255,000	285,900	332,400
	2	155,000	182,900	231,400	256,200	287,900	334,600
	3	156,500	185,000	233,200	257,500	289,900	336,800
	4	157,900	187,100	235,000	258,800	291,900	339,000
	5	159,300	189,200	236,600	259,900	293,700	341,200
	6	160,800	191,600	238,100	261,300	295,600	343,400
	7	162,300	193,900	239,600	262,600	297,500	345,600
	8	163,800	196,200	241,100	264,000	299,400	347,800
	9	165,100	198,600	242,500	265,400	301,400	349,600
	10	166,800	200,000	243,900	266,700	303,300	351,600
	11	168,400	201,400	245,300	268,300	305,200	353,600
	12	170,000	202,800	246,700	269,900	307,100	355,600
	13	171,500	204,200	248,000	271,500	308,900	357,800
	14	173,500	205,700	249,300	273,100	310,700	359,900
	15	175,500	207,200	250,600	274,700	312,500	362,000
	16	177,500	208,700	251,900	276,300	314,300	364,100
	17	179,700	210,100	252,900	277,900	316,200	366,200
	18	181,800	211,600	254,300	279,400	317,900	368,300
	19	183,900	213,100	255,600	280,900	319,600	370,400
	20	186,000	214,600	256,900	282,400	321,300	372,500
	21	188,100	216,000	258,100	284,000	323,000	374,700
	22	190,300	217,700	259,500	285,600	324,600	376,900
	23	192,500	219,400	260,900	287,200	326,200	379,100
	24	194,700	221,100	262,300	288,800	327,800	381,300
	25	196,800	222,600	263,800	290,200	329,500	383,300
	26	198,100	224,300	265,400	292,000	331,000	385,300
	27	199,400	226,000	266,900	293,800	332,600	387,300
	28	200,700	227,700	268,500	295,600	334,200	389,300
	29	201,900	229,500	270,100	297,200	335,700	391,300
	30	203,200	231,000	271,700	298,900	337,200	393,200
	31	204,500	232,500	273,300	300,600	338,700	395,100
	32	205,800	234,000	274,900	302,300	340,200	397,000
	33	207,100	235,500	276,500	303,800	341,900	398,700
	34	208,400	236,900	278,000	305,400	343,500	400,400
	35	209,700	238,300	279,500	307,000	345,100	402,200
	36	211,000	239,700	281,000	308,600	346,700	404,000
	37	212,400	241,000	282,600	310,200	348,400	405,900
	38	213,800	242,300	284,100	311,800	350,000	407,700
	39	215,200	243,600	285,600	313,400	351,600	409,500
	40	216,600	244,900	287,100	315,000	353,200	411,300
	41	217,800	245,900	288,700	316,600	354,800	413,000
	42	219,200	247,200	290,300	318,100	356,400	414,700
	43	220,600	248,400	291,900	319,600	358,000	416,400
44	222,000	249,700	293,500	321,100	359,600	418,000	

45	223,400	250,900	294,900	322,400	361,200	419,500
46	224,900	252,300	296,400	323,800	362,700	421,100
47	226,400	253,700	297,900	325,200	364,200	422,700
48	227,900	255,100	299,400	326,700	365,600	424,300
49	229,200	256,500	300,800	328,000	367,100	426,000
50	230,600	258,000	302,200	329,400	368,500	427,600
51	232,000	259,400	303,600	330,700	369,900	429,200
52	233,400	260,800	305,000	332,100	371,300	430,800
53	234,700	262,300	306,500	333,500	372,800	432,300
54	236,000	263,900	307,900	334,900	374,000	433,800
55	237,300	265,500	309,300	336,300	375,200	435,300
56	238,600	267,000	310,700	337,700	376,400	436,800
57	239,800	268,600	311,900	338,900	377,700	438,100
58	241,100	270,200	313,200	340,300	378,700	439,000
59	242,300	271,800	314,500	341,700	379,700	439,900
60	243,600	273,400	315,900	343,100	380,700	440,800
61	244,800	275,000	317,100	344,300	381,500	441,700
62	246,100	276,500	318,400	345,600	382,300	442,600
63	247,400	278,000	319,700	346,900	383,100	443,500
64	248,700	279,500	321,000	348,200	383,900	444,400
65	249,900	281,100	322,300	349,400	384,800	445,300
66	251,200	282,600	323,600	350,600	385,600	446,100
67	252,600	284,100	324,900	351,800	386,400	446,900
68	254,000	285,600	326,200	353,000	387,200	447,700
69	255,100	286,900	327,300	354,000	388,000	448,500
70	256,400	288,400	328,500	355,100	388,700	
71	257,700	289,900	329,700	356,200	389,400	
72	259,000	291,400	330,800	357,300	390,100	
73	260,400	292,700	332,100	358,300	390,900	
74	261,700	294,100	333,200	359,400	391,500	
75	263,000	295,500	334,400	360,500	392,100	
76	264,300	296,900	335,600	361,600	392,700	
77	265,400	298,400	336,800	362,500	393,300	
78	266,600	299,700	338,000	363,300	393,900	
79	267,900	301,000	339,200	364,100	394,500	
80	269,200	302,300	340,400	364,900	395,100	
81	270,300	303,200	341,500	365,600	395,600	
82	271,400	304,400	342,600	366,200	396,200	
83	272,500	305,600	343,700	366,800	396,800	
84	273,600	306,900	344,800	367,400	397,400	
85	274,500	308,000	345,900	368,100	397,900	
86	275,600	309,200	346,900	368,700	398,500	
87	276,700	310,400	347,900	369,300	399,100	
88	277,800	311,600	348,900	369,900	399,700	
89	278,900	312,900	350,000	370,400	400,100	
90	279,900	314,100	350,800	371,000	400,700	
91	280,900	315,300	351,600	371,600	401,300	
92	281,900	316,500	352,400	372,200	401,900	

93	282,900	317,700	353,200	372,700	402,400
94	283,900	318,500	353,900	373,200	
95	284,900	319,300	354,600	373,700	
96	285,900	320,100	355,300	374,200	
97	286,800	320,800	355,800	374,800	
98	287,600	321,500	356,300	375,300	
99	288,400	322,200	356,800	375,800	
100	289,300	322,900	357,300	376,300	
101	290,100	323,400	357,900	376,900	
102	290,900	324,000	358,400	377,400	
103	291,700	324,600	358,900	377,900	
104	292,500	325,200	359,400	378,400	
105	293,200	325,600	360,000	379,000	
106	293,700	326,100	360,500	379,500	
107	294,200	326,600	361,000	380,000	
108	294,700	327,100	361,500	380,500	
109	295,200	327,600	362,000	381,100	
110	295,600	328,000	362,500	381,600	
111	296,000	328,400	363,000	382,100	
112	296,400	328,800	363,500	382,600	
113	296,800	329,200	364,000	383,200	
114	297,200	329,600	364,500		
115	297,600	330,000	365,000		
116	298,000	330,300	365,400		
117	298,300	330,600	365,800		
118	298,700	331,000	366,300		
119	299,100	331,400	366,800		
120	299,500	331,800	367,300		
121	299,800	332,000	367,700		
122	300,200	332,400	368,200		
123	300,600	332,800	368,700		
124	301,000	333,200	369,200		
125	301,200	333,400	369,600		
126	301,600	333,800			
127	302,000	334,200			
128	302,400	334,600			
129	302,600	334,900			
130	303,000	335,300			
131	303,400	335,700			
132	303,800	336,100			
133	304,000	336,400			
134	304,400	336,800			
135	304,800	337,200			
136	305,200	337,600			
137	305,400	337,900			
138	305,800	338,300			
139	306,200	338,700			
140	306,600	339,100			

	141	306,800	339,400				
	142	307,200	339,800				
	143	307,600	340,200				
	144	308,000	340,600				
	145	308,200	340,900				
	146	308,600	341,300				
	147	309,000	341,700				
	148	309,400	342,100				
	149	309,600	342,400				
	150	309,900	342,800				
	151	310,200	343,200				
	152	310,500	343,600				
	153	310,900	343,900				
	154	311,200					
	155	311,500					
	156	311,800					
	157	312,200					
	158	312,500					
	159	312,800					
	160	313,100					
	161	313,500					
	162	313,800					
	163	314,100					
	164	314,400					
	165	314,800					
	166	315,100					
	167	315,400					
	168	315,700					
	169	316,100					
再任用職員		234,100	258,900	266,300	276,700	293,900	332,000

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,100	164,700	254,400	285,900	413,000
	2	150,600	166,800	257,200	289,000	414,600
	3	152,100	168,900	260,000	292,100	416,200
	4	153,600	171,100	262,800	295,200	417,800
	5	155,200	173,100	265,400	297,900	419,500
	6	157,100	175,300	268,100	301,000	421,100
	7	158,900	177,500	270,700	304,100	422,700
	8	160,700	179,700	273,300	307,200	424,300
	9	162,500	182,000	275,900	310,200	425,800
	10	164,600	184,800	278,600	313,100	427,200
	11	166,600	187,500	281,300	316,000	428,600
	12	168,600	190,200	284,000	318,900	430,000
	13	170,600	193,100	286,700	321,700	431,400
	14	172,800	194,800	289,400	324,000	432,800
	15	175,000	196,500	292,100	326,300	434,200
	16	177,200	198,200	294,800	328,600	435,600
	17	179,500	200,000	297,500	330,900	436,900
	18	182,100	201,700	300,200	333,200	438,300
	19	184,600	203,400	302,900	335,500	439,600
	20	187,100	205,100	305,600	337,800	441,000
	21	189,600	206,900	308,300	340,100	442,300
	22	191,300	208,800	311,000	342,400	443,700
	23	193,000	210,700	313,700	344,700	445,100
	24	194,700	212,600	316,400	347,000	446,500
	25	196,200	214,300	319,100	349,200	447,800
	26	197,800	216,300	321,500	351,100	449,100
	27	199,400	218,300	323,900	353,000	450,400
	28	201,000	220,300	326,300	354,900	451,700
	29	202,700	222,200	328,700	356,800	453,000
	30	204,400	224,900	330,800	358,700	454,200
	31	206,100	227,600	333,000	360,500	455,400
	32	207,800	230,300	335,200	362,400	456,600
	33	209,300	233,100	337,400	364,200	457,800
	34	211,000	236,000	339,500	366,000	458,700
	35	212,700	238,900	341,600	367,800	459,600
	36	214,400	241,800	343,700	369,600	460,500
	37	216,000	244,600	345,800	371,500	461,400
	38	217,700	247,400	347,800	373,100	
	39	219,400	250,200	349,800	374,700	
	40	221,100	253,000	351,800	376,300	
	41	222,900	255,800	353,800	377,700	
	42	224,700	258,400	355,600	379,200	
	43	226,500	261,000	357,400	380,700	
44	228,300	263,600	359,200	382,200		

45	230,200	266,000	361,000	383,800
46	231,900	268,600	362,700	385,400
47	233,600	271,100	364,400	387,000
48	235,300	273,600	366,000	388,600
49	237,000	276,100	367,500	390,100
50	238,700	278,700	369,100	391,600
51	240,400	281,300	370,800	393,100
52	242,100	283,900	372,500	394,600
53	243,400	286,400	374,200	396,200
54	245,100	289,000	375,700	397,600
55	246,700	291,500	377,200	398,900
56	248,400	294,000	378,700	400,200
57	249,900	296,300	380,200	401,700
58	251,400	299,000	381,600	403,100
59	252,900	301,700	383,000	404,500
60	254,400	304,400	384,400	405,900
61	256,000	306,900	385,700	407,200
62	257,500	309,400	387,000	408,600
63	259,000	311,900	388,300	410,000
64	260,400	314,400	389,600	411,400
65	261,700	316,800	390,900	412,600
66	263,300	319,000	392,100	413,800
67	264,900	321,200	393,300	415,000
68	266,400	323,400	394,500	416,200
69	268,100	325,700	395,700	417,300
70	269,600	327,900	396,900	418,500
71	271,100	330,100	398,000	419,700
72	272,600	332,200	399,200	420,900
73	273,900	334,400	400,400	421,900
74	275,200	336,600	401,500	422,700
75	276,500	338,800	402,600	423,500
76	277,800	341,000	403,700	424,300
77	279,200	343,000	404,800	425,200
78	280,400	344,900	405,800	426,000
79	281,600	346,800	406,800	426,800
80	282,800	348,700	407,800	427,600
81	284,100	350,500	408,800	428,400
82	285,300	352,300	409,600	429,100
83	286,500	354,100	410,400	429,800
84	287,700	355,900	411,200	430,500
85	288,800	357,400	412,000	431,200
86	289,800	359,100	412,800	431,900
87	290,800	360,800	413,600	432,600
88	291,800	362,400	414,400	433,300
89	292,900	364,100	415,200	434,000
90	293,800	365,400	415,900	434,700
91	294,700	366,800	416,600	435,400
92	295,600	368,200	417,300	436,100

93	296,100	369,700	417,900	436,600
94	296,900	371,000	418,600	
95	297,700	372,300	419,300	
96	298,500	373,600	420,000	
97	299,400	375,000	420,700	
98	300,200	376,100	421,300	
99	301,000	377,200	421,900	
100	301,800	378,300	422,400	
101	302,700	379,500	422,900	
102	303,200	380,600	423,500	
103	303,700	381,700	424,100	
104	304,200	382,800	424,600	
105	304,700	383,800	425,000	
106	305,100	384,800	425,600	
107	305,500	385,700	426,200	
108	305,900	386,700	426,700	
109	306,100	387,600	427,200	
110	306,500	388,600		
111	306,900	389,600		
112	307,300	390,600		
113	307,500	391,400		
114	307,800	392,300		
115	308,100	393,200		
116	308,400	394,100		
117	308,700	395,100		
118	309,000	395,900		
119	309,300	396,700		
120	309,600	397,500		
121	309,800	398,200		
122	310,100	399,000		
123	310,400	399,800		
124	310,700	400,600		
125	310,900	401,300		
126		402,000		
127		402,700		
128		403,400		
129		404,200		
130		404,900		
131		405,600		
132		406,300		
133		406,800		
134		407,400		
135		408,000		
136		408,600		
137		409,000		
138		409,600		
139		410,200		
140		410,800		

	141		411,200			
	142		411,800			
	143		412,400			
	144		413,000			
	145		413,400			
	146		414,000			
	147		414,600			
	148		415,200			
	149		415,600			
再任用職員		226,100	275,500	303,200	330,100	413,000

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,100	193,100	254,400	330,900	423,400
	2	150,600	194,800	257,200	333,200	425,300
	3	152,100	196,500	260,000	335,500	427,200
	4	153,600	198,200	262,800	337,800	429,100
	5	155,200	200,000	265,400	340,100	431,000
	6	157,100	201,700	268,100	342,400	432,900
	7	158,900	203,400	270,700	344,700	434,800
	8	160,700	205,100	273,300	347,000	436,700
	9	162,500	206,900	275,900	349,200	438,500
	10	164,600	208,800	278,600	351,400	440,300
	11	166,600	210,700	281,300	353,600	442,200
	12	168,600	212,600	284,000	355,800	444,100
	13	170,600	214,300	286,700	358,000	445,900
	14	172,800	216,300	289,400	360,000	447,800
	15	175,000	218,300	292,100	362,100	449,700
	16	177,200	220,300	294,800	364,200	451,600
	17	179,500	222,200	297,500	366,200	453,400
	18	182,100	224,900	300,200	368,200	455,300
	19	184,600	227,600	302,900	370,200	457,200
	20	187,100	230,300	305,600	372,200	459,100
	21	189,600	233,100	308,300	374,300	460,900
	22	191,300	236,000	311,000	376,300	462,800
	23	193,000	238,900	313,700	378,300	464,700
	24	194,700	241,800	316,400	380,300	466,500
	25	196,200	244,600	319,100	381,900	468,300
	26	197,900	247,400	321,500	383,800	470,000
	27	199,600	250,200	323,900	385,700	471,700
	28	201,300	253,000	326,300	387,600	473,400
	29	202,800	255,800	328,700	389,500	475,200
	30	204,500	258,400	330,800	391,500	476,900
	31	206,200	261,000	333,000	393,500	478,500
	32	207,900	263,600	335,200	395,500	480,200
	33	209,500	266,000	337,400	397,400	481,900
	34	211,300	268,600	339,600	399,100	482,900
	35	213,100	271,100	341,800	400,800	483,900
	36	214,900	273,600	344,000	402,600	484,900
	37	216,600	276,100	346,200	404,200	486,000
	38	218,400	278,700	348,400	405,800	
	39	220,200	281,300	350,600	407,400	
	40	222,000	283,900	352,800	409,000	
	41	223,900	286,400	355,000	410,700	
	42	225,700	289,000	357,100	412,300	
	43	227,500	291,500	359,200	413,900	
44	229,300	294,000	361,300	415,500		

45	231,200	296,300	363,400	417,200
46	232,900	299,000	365,500	418,800
47	234,600	301,700	367,500	420,400
48	236,300	304,400	369,600	422,000
49	237,900	306,900	371,500	423,700
50	239,600	309,400	373,400	425,300
51	241,300	311,900	375,400	426,900
52	243,000	314,400	377,400	428,500
53	244,400	316,800	379,400	430,200
54	246,100	319,000	381,200	431,800
55	247,700	321,200	383,000	433,400
56	249,400	323,400	384,800	435,000
57	250,900	325,700	386,500	436,700
58	252,500	327,900	388,200	438,300
59	254,100	330,100	389,900	439,800
60	255,700	332,200	391,600	441,400
61	257,300	334,400	393,300	443,100
62	258,900	336,600	394,800	444,700
63	260,500	338,800	396,300	446,300
64	262,000	341,000	397,700	447,900
65	263,500	343,200	399,200	449,600
66	265,200	345,400	400,700	451,200
67	266,800	347,600	402,200	452,800
68	268,500	349,800	403,700	454,400
69	270,000	351,800	405,200	456,000
70	271,500	353,900	406,600	457,600
71	273,000	356,000	408,000	459,200
72	274,500	358,100	409,400	460,800
73	275,800	359,900	410,800	462,300
74	277,200	361,800	412,200	463,300
75	278,600	363,800	413,600	464,300
76	280,000	365,700	415,000	465,300
77	281,400	367,700	416,400	466,100
78	282,600	369,400	417,800	
79	283,800	371,100	419,100	
80	285,000	372,800	420,500	
81	286,300	374,500	421,900	
82	287,500	376,000	423,200	
83	288,700	377,500	424,500	
84	289,900	379,000	425,800	
85	291,200	380,500	427,100	
86	292,400	382,000	428,300	
87	293,600	383,500	429,500	
88	294,800	385,000	430,700	
89	296,000	386,400	431,900	
90	297,200	387,800	433,000	
91	298,400	389,200	434,100	
92	299,600	390,600	435,200	

93	300,400	392,100	436,300
94	301,600	393,400	437,400
95	302,800	394,700	438,500
96	304,000	396,000	439,600
97	305,000	397,400	440,700
98	306,100	398,400	441,500
99	307,200	399,500	442,300
100	308,300	400,600	443,100
101	309,200	401,700	443,900
102	310,300	402,800	444,500
103	311,400	403,900	445,100
104	312,500	405,000	445,700
105	313,400	405,900	446,200
106	314,300	406,900	446,800
107	315,200	407,900	447,400
108	316,100	408,900	448,000
109	317,100	409,800	448,600
110	317,700	410,700	
111	318,300	411,600	
112	318,900	412,500	
113	319,600	413,200	
114	320,100	414,000	
115	320,600	414,800	
116	321,100	415,600	
117	321,700	416,400	
118	322,200	417,200	
119	322,700	417,900	
120	323,200	418,700	
121	323,800	419,500	
122	324,300	420,000	
123	324,800	420,500	
124	325,300	421,000	
125	325,900	421,400	
126	326,300	421,900	
127	326,700	422,400	
128	327,100	422,900	
129	327,400	423,300	
130	327,800	423,800	
131	328,200	424,300	
132	328,600	424,800	
133	328,800	425,200	
134	329,100	425,700	
135	329,400	426,200	
136	329,700	426,700	
137	330,100	427,100	
138	330,300		
139	330,600		
140	330,900		

	141	331,200				
	142	331,500				
	143	331,800				
	144	332,100				
	145	332,400				
	146	332,700				
	147	333,000				
	148	333,300				
	149	333,500				
	150	333,800				
	151	334,100				
	152	334,400				
	153	334,600				
再任用職員		235,000	278,900	308,300	337,000	423,400

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	173,900	200,500	240,400	291,900	319,900	349,400	385,600	428,300
	2	160,100	175,700	202,500	242,200	294,200	322,200	351,700	387,800	430,200
	3	161,800	177,500	204,500	244,000	296,500	324,500	354,000	390,000	432,100
	4	163,500	179,300	206,500	245,800	298,800	326,800	356,300	392,200	434,000
	5	165,000	181,200	208,500	247,700	300,900	329,200	358,400	394,100	435,800
	6	166,900	183,500	210,500	249,600	303,200	331,400	360,600	396,100	437,700
	7	168,700	185,800	212,500	251,500	305,500	333,700	362,800	398,100	439,500
	8	170,600	188,100	214,500	253,400	307,800	336,000	365,000	400,000	441,400
	9	172,300	190,300	216,600	255,100	309,900	338,100	367,100	401,900	443,100
	10	174,000	192,900	218,400	257,000	312,200	340,400	369,300	403,900	444,900
	11	175,700	195,400	220,200	258,900	314,500	342,700	371,500	406,000	446,700
	12	177,400	197,900	222,000	260,700	316,800	345,000	373,700	408,100	448,500
	13	179,300	200,300	223,900	262,400	318,900	347,100	375,900	410,000	450,100
	14	181,400	202,100	225,800	264,000	321,200	349,300	378,100	412,100	451,900
	15	183,500	203,900	227,700	265,600	323,500	351,500	380,300	414,200	453,700
	16	185,600	205,700	229,600	267,100	325,800	353,700	382,500	416,300	455,500
	17	187,800	207,600	231,300	268,400	327,900	356,000	384,400	418,400	457,100
	18	190,200	209,500	233,100	270,300	330,200	358,100	386,400	420,300	458,900
	19	192,600	211,400	234,900	272,100	332,400	360,200	388,500	422,200	460,700
	20	195,000	213,300	236,700	273,900	334,700	362,300	390,500	424,100	462,500
	21	197,500	215,000	238,500	275,500	336,800	364,500	392,400	425,900	464,100
	22	199,300	216,800	240,000	277,400	338,900	366,500	394,500	427,600	465,900
	23	201,100	218,600	241,500	279,300	341,000	368,600	396,600	429,300	467,600
	24	202,900	220,400	243,000	281,200	343,100	370,700	398,700	431,000	469,400
	25	204,800	222,100	244,500	282,900	345,300	372,700	400,500	432,600	471,000
	26	206,600	223,800	246,100	285,100	347,400	374,800	402,600	434,200	472,500
	27	208,400	225,500	247,700	287,300	349,500	376,900	404,700	435,800	474,000
	28	210,200	227,200	249,300	289,500	351,600	379,000	406,800	437,400	475,500
	29	212,100	228,800	250,700	291,800	353,800	381,100	408,700	438,700	476,900
	30	213,900	230,600	252,100	293,800	355,900	383,200	410,600	440,400	477,700
	31	215,700	232,400	253,600	295,800	358,000	385,300	412,500	442,100	478,400
	32	217,500	234,200	255,100	297,800	360,100	387,400	414,400	443,800	479,200
	33	219,200	235,800	256,300	299,700	361,900	389,300	416,400	445,300	479,800
	34	220,900	237,400	257,800	301,600	364,000	391,400	418,000	447,000	480,600
	35	222,600	239,000	259,200	303,500	366,000	393,500	419,700	448,700	481,400
	36	224,300	240,600	260,700	305,400	368,100	395,500	421,400	450,400	482,200
	37	225,900	242,100	262,000	307,400	370,100	397,400	423,000	451,900	482,800
	38	227,700	243,600	263,500	309,300	372,200	399,000	424,500	452,700	483,600
	39	229,500	245,100	265,000	311,200	374,300	400,600	426,000	453,500	484,400
	40	231,300	246,600	266,400	313,100	376,400	402,200	427,500	454,300	485,200
	41	232,900	248,100	267,800	315,000	378,400	403,700	429,100	454,900	485,800
	42	234,400	249,500	269,500	316,900	380,500	404,900	430,400	455,600	486,600
	43	235,900	251,000	271,200	318,800	382,600	406,100	431,700	456,300	487,400
44	237,400	252,500	272,800	320,700	384,700	407,300	433,000	457,000	488,200	

45	238,900	253,700	274,300	322,600	386,600	408,600	434,300	457,800	488,800
46	240,200	255,200	276,000	324,500	388,400	409,800	435,100	458,500	
47	241,500	256,600	277,700	326,400	390,200	411,000	435,900	459,200	
48	242,800	258,100	279,400	328,300	392,000	412,200	436,700	459,900	
49	243,900	259,400	281,200	330,100	393,800	413,500	437,400	460,600	
50	245,300	260,900	282,900	331,700	395,000	414,300	438,200	461,300	
51	246,800	262,400	284,600	333,400	396,200	415,100	439,000	462,000	
52	248,300	263,900	286,300	335,100	397,300	415,900	439,800	462,700	
53	249,500	265,200	288,000	336,800	398,600	416,600	440,400	463,400	
54	251,000	266,800	289,800	338,600	399,800	417,300	441,100	464,100	
55	252,400	268,500	291,600	340,400	401,000	418,000	441,800	464,800	
56	253,900	270,100	293,400	342,200	402,200	418,600	442,500	465,500	
57	255,200	271,500	295,000	343,600	403,500	419,400	443,200	466,200	
58	256,500	273,200	296,800	345,300	404,300	419,900	443,900	466,800	
59	257,800	274,900	298,600	347,000	405,100	420,500	444,600	467,500	
60	259,100	276,600	300,400	348,700	405,900	421,100	445,300	468,200	
61	260,400	278,200	302,000	350,400	406,600	421,700	446,000	468,900	
62	261,800	279,800	303,800	352,100	407,300	422,300	446,600		
63	263,200	281,400	305,600	353,800	408,000	422,900	447,200		
64	264,600	283,000	307,400	355,500	408,700	423,500	447,800		
65	266,000	284,600	309,000	357,200	409,200	424,100	448,500		
66	267,300	286,100	310,700	358,800	409,900	424,700	449,100		
67	268,700	287,600	312,400	360,400	410,600	425,300	449,700		
68	270,100	289,100	314,100	362,000	411,300	425,900	450,300		
69	271,300	290,700	315,700	363,500	411,800	426,500	451,000		
70	272,700	292,300	317,200	365,000	412,400	427,100	451,600		
71	274,100	293,900	318,700	366,400	413,000	427,700	452,200		
72	275,500	295,500	320,200	367,900	413,600	428,300	452,800		
73	277,000	296,900	321,300	369,400	414,200	428,900	453,500		
74	278,400	298,400	323,000	370,900	414,800	429,500	454,100		
75	279,800	299,900	324,700	372,400	415,400	430,100	454,700		
76	281,200	301,400	326,400	373,800	416,000	430,700	455,300		
77	282,400	302,700	328,200	375,200	416,600	431,200	456,000		
78	283,600	304,200	329,900	376,400	417,200	431,800			
79	284,800	305,700	331,500	377,600	417,800	432,400			
80	286,000	307,200	333,200	378,800	418,300	433,000			
81	287,300	308,700	334,900	380,100	418,900	433,600			
82	288,600	310,100	336,600	381,300	419,500	434,200			
83	289,900	311,500	338,300	382,500	420,100	434,800			
84	291,200	312,900	340,000	383,700	420,700	435,400			
85	292,600	314,100	341,700	385,000	421,200	436,000			
86	293,800	315,600	343,300	385,600	421,800				
87	295,000	317,100	344,900	386,200	422,400				
88	296,200	318,600	346,500	386,800	423,000				
89	297,400	320,100	348,000	387,500	423,600				
90	298,600	321,600	349,500	388,100	424,200				
91	299,800	323,100	351,000	388,700	424,800				
92	301,000	324,600	352,500	389,300	425,400				

93	301,800	325,900	354,000	389,800	426,000
94	303,100	327,300	355,500	390,400	
95	304,400	328,700	357,000	391,000	
96	305,700	330,100	358,500	391,600	
97	306,800	331,500	359,900	392,100	
98	308,000	332,900	361,100	392,700	
99	309,200	334,300	362,200	393,300	
100	310,400	335,700	363,400	393,900	
101	311,600	337,200	364,700	394,400	
102	312,700	338,500	365,800	395,000	
103	313,800	339,800	367,000	395,600	
104	314,900	341,100	368,200	396,200	
105	315,900	342,300	369,500	396,700	
106	316,600	343,400	370,100	397,200	
107	317,300	344,500	370,700	397,700	
108	318,000	345,600	371,300	398,200	
109	318,700	346,800	372,000	398,500	
110	319,400	347,800	372,600	399,000	
111	320,100	348,800	373,200	399,500	
112	320,800	349,800	373,800	400,000	
113	321,600	350,900	374,300	400,400	
114	322,400	351,900	374,900	400,900	
115	323,200	352,900	375,500	401,400	
116	324,000	353,900	376,100	401,900	
117	324,600	355,000	376,600	402,300	
118	325,400	355,600	377,200	402,800	
119	326,200	356,200	377,800	403,300	
120	327,000	356,800	378,400	403,800	
121	327,700	357,300	378,800	404,200	
122	328,200	357,800	379,400	404,700	
123	328,700	358,300	380,000	405,200	
124	329,200	358,800	380,600	405,700	
125	329,500	359,300	381,100	406,100	
126		359,800	381,600		
127		360,300	382,100		
128		360,800	382,600		
129		361,300	382,900		
130		361,800	383,400		
131		362,200	383,900		
132		362,700	384,400		
133		363,200	384,700		
134		363,700	385,200		
135		364,200	385,600		
136		364,700	386,100		
137		365,000	386,400		
138		365,400	386,900		
139		365,900	387,400		
140		366,400	387,900		

	141		366,700	388,200						
	142		367,200							
	143		367,700							
	144		368,200							
	145		368,500							
再任用職員		240,300	252,200	256,500	292,700	310,100	324,800	349,000	384,900	417,700

第1号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000